

第6号議案 要旨

北はりま消防組合手数料条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

- (1) 消費税及び地方消費税の引上げに伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年5月24日に公布、本年10月1日施行により、危険物施設等の設置許可申請に対する審査手数料の額が引き上げられることから本条例の一部を改正するもの。
- (2) 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）において工業標準化法が産業標準化法に題名が改められ、同法の規定中、日本工業規格が日本産業規格に改められたことから、当該改正内容を反映したもの。

2 改正内容

- (1) 危険物施設等の設置許可申請に対する審査手数料について、改定された基準額に準じて引上げを行うこと。
- (2) 文言の整理を行うこと。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

第7号議案 要旨

北はりま消防組合火災予防条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

(1) 第16条

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）において工業標準化法が産業標準化法に題名が改められ、同法の規定中、日本工業規格が日本産業規格に改められたことから、当該改正内容を反映したもの。

(2) 第29条の5第1号

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第12条に規定する感度試験において、標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドについては1種となることから、現行の規格省令に文言をあわせたもの。

(3) 第29条の5第6号

平成30年6月1日施行の「消防法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年総務省令第34号）により、民泊住戸部分が300㎡未満である民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を設置することで自動火災報知設備の設置を免除することが可能となった。

北はりま消防組合火災予防条例（平成23年北はりま消防組合条例第31号）第29条の5第2号において自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下「住宅用防災警報器等」という。）の設置免除が可能であることを明示的に規定している一方、特小自火報を設置した場合であっても、住宅用防災警報器等の設置免除が可能である旨の規定はなく、上述の施設において特小自火報を設置した場合であっても、住宅用防災警報器等の設置義務が生じたままであることから、特小自火報を設置することで住宅用防災警報器等の設置免除が可能である旨の規定を追加したものの。

2 改正内容

- (1) 文言の整理を行うこと。
- (2) 文言の整理を行うこと。
- (3) 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する規定を追加すること。

3 施行期日 公布の日

第8号議案 説明資料1

- 1 購入目的 更新車両（高規格救急自動車）は、平成20年11月の購入から令和元年11月で、北はりま消防組合車両更新基準の10年を超えて11年が経過する状況で、車両本体及び積載資機材の老朽化が著しく、住民を安全かつ確実に搬送することに支障を来すおそれがあるため更新する。
- 2 納入場所 兵庫県加東市上中778番地52 （加東消防署）
- 3 納入期限 令和2年1月29日
- 4 契約内容 高規格救急自動車購入 1台
（詳細は別紙仕様書のとおり）

第9号議案 説明資料1

- 1 購入目的 更新車両（救助工作車Ⅱ型）は、平成12年2月の購入から令和2年2月で、北はりま消防組合車両更新基準の20年が経過する状況で、車両本体及び積載資機材の老朽化が著しく、今後の消防活動に支障を来すおそれがあるため更新する。
- 2 納入場所 兵庫県加西市北条町東高室993番地の1 （加西消防署）
- 3 納入期限 令和2年3月19日
- 4 契約内容 救助工作車Ⅱ型購入 1台
（詳細は別紙仕様書のとおり）